

**市民の皆さまへ** 11月下旬から世帯ごとに順次発送  
**2,000円分の食事券を配布します**

対象は、11月1日現在本市に住民登録のある人です。食事券は、1人につき2,000円分(500円券×4枚)で、使用期間は来年2月28日(月)まで。世帯ごとにまとめて、11月下旬から発送します。市内の取扱店の店内で飲食する場合に使用できます。取扱店は、右記

のポスターが掲示してある飲食店です。家族や友人と食事をしたり、一人でゆっくりお茶をしたりと、ぜひ活用してください。



**飲食店の皆さまへ** 店内で飲食ができるお店が参加可能  
**食事券を取り扱う飲食店を募集します**

取扱店として参加できるのは、食事や飲み物を提供し、店内で飲食できる市内の飲食店です。スーパーマー

ケットやコンビニなど、参加できない場合があります。詳しくは、産業政策課に問い合わせてください。

**申し込み方法**

市ホームページから「取扱店登録申請書」をダウンロードして記入し、飲食営業許可証の写しを添えて、〒370-8501 高崎市役所 産業政策課へ。Eメール(sangyou@city.takasaki.gunma.jp)でも申し込みできます。申請書は、市役所13階同課でも配布します。複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請

してください。  
**子育て応援商品券の取扱店に通知を送付**  
市が行っている子育て世帯を支援する取り組み「子育て応援商品券」を取り扱う飲食店には、11月9日に参加案内の通知を発送しました。詳しくは、通知を確認してください。

**取扱店になったら**

市から、食事券の取扱店であることをPRするためのポスター、食事券の見本、取扱店証明書、口座振替依頼書などを発送します。証明書と依頼書は、食事券を換金するときに必要です。

食事券の換金は、申請時にお知らせする指定の金融機関で手続きしてください。後日、指定の口座に振り込みます。  
●必要な物=市が発行した取扱店証明書と口座振替依頼書、通帳、使用済みの高崎市おでかけ食事券

- 食事券の使用期間=来年2月28日まで



**全ての市民が対象。取扱店も募集します**

**高崎市おでかけ食事券**

市は、0歳から高齢者までの全ての市民に、市内の飲食店で使える「高崎市おでかけ食事券」を配布します。新型コロナウイルスの影響で外出が減ったことから、市民の皆さんに外食をきっかけに外に出かけてもらい、経済の活性化を後押しするための取り組みです。1人につき2,000円分で、11月下旬から発送します。

今回号では、食事券の概要などをお知らせします。また、食事券が使用できる取扱店も募集します。

問い合わせは、産業政策課(☎321-1255)へ。



市ホームページ▶

